







## 被告・国が「昼間騒音控除」と「危険への接近」をこれまでになく強固に主張しています

被告・国は今回の第四次訴訟で、これまでの三次にわたる訴訟判決でことごとく裁判所から排斥されてきた「昼間騒音控除後センター」と「危険への接近」を、これまでになく強固に主張して私たち原告や基地周辺住民が被っている騒音被害を過小に評価しようとしています。

このことは、もし裁判所が判決でこれを認めることになれば、損害賠償額は大幅に減額されてしまいます。

### 【昼間騒音控除について】

軍用飛行場周辺のWECPNL（騒音のうるささ指数）は、民間空港とは異なる軍用機の飛行状況を考慮して算出しています。

これまで、被告・国が主張してきたセンター（WECPNL）は、施設方式と言われば、1日24時間に飛行する航空機による騒音の総エネルギーを1日（86,400秒）で平均化した値を基にして、1年間の重み付け飛行回数の上位10%の回数で求めている。これに対して、「昼間騒音控除後センター」は「昼間、勤めや通学で多数の住民は騒音区域外に出ているので、昼間（午前9時から午後5時迄の間）の騒音は発生しなかった」と見るのが妥当であるとの論理です。

この場合、施設方式のセンター75Wは、「昼間騒音控除後」ではセンター69Wと大幅にダウンしてしまいます。

これは、昼間を除く夕方、夜間、早朝および土日、休日における騒音エネルギーだけでの評価になるからです。

被告・国はこの「昼間騒音控除」を全原告に適用するよう主張しています。

弁護団では、被告・国の主張を退けるため、学者（大学教授）の「意見書提出」や「証人尋問」を行う準備を進めています。

さらに被告・国が提出してきた「昼間騒音控除後のW値」の算出根拠（=生データ）を提示しろと激しく迫っています。これについては下記の関守麻紀子弁護士の解説文を参照して下さい。

### 【危険への接近について】

\*被告・国が転居の事情について説明を求めている内容は、口頭弁論での「反対尋問」に輪をかけて「バカげた低レベル」な主張です。国が従来から主張している「危険への接近論」に反論し、私たちが居住の正当性を立証するため裁判所へ提出した「居住状況陳述書」の記述内容を、国はチェックし、国がいう新基準日（昭和57年5月=NLPが始まった時期）以降センター内に転居してきた原告やセンター内で転居した原告で、センター内の居住地へ転居せざるを得なかった

個別事情の詳細が、陳述書では不明な原告に対して証明を求めて来ています。

弁護団では、この対応について現在検討を行っていますが、該当する原告の一部の方には、陳述書の補充をお願いすることもあります。

被告・国が現在証明を求めている原告は、平成22年4月に「居住状況陳述書」を裁判所に提出した、2001名のうち基準日以降にセンター内に転居したり、センター内で転居した原告948名中の274名です。

#### 被告・国のがけた低レベルな主張を一部ご紹介します(要旨)

(1) 父が昭和61年に購入した現住所に、母、弟の3人家族で住んでいる。仕事のため地方に転勤し、約1年後に再び転勤で現住所に転居(戻った)した。

\*弟さんも過去に転勤のため、一時地方へ転居した後、再び現住所に戻った経緯がある。

#### (国の主張)

一度騒音のない地区へ転居したにもかかわらず、当時20代後半であり他の住所地に転居することもできたにもかかわらず、あえて現住所に戻らざるを得なかつた合理的理由があれば、それを明らかにされたい。(なぜ、騒音のうるさい実家に戻ってきたのか?)と言っている

(2) 昭和48年から現住所に両親と居住していた。

昭和52年結婚を契機に妻とセンター外地域に転居した。両親が高齢となつたため、平成元年、現住所に戻り両親と同居を始めた。

#### (国の主張)

陳述書に書かれた「暴力的な音」がする現住所地に戻つてまで同居をしなければならなかつた事情があつたのであれば具体的に明らかにされたい。

(3) 原告夫妻は、それぞれの両親の転居に伴い前住所地に転居した(当時未成年)平成5年、結婚を契機に、夫婦ともに新居に転居し、平成7年、2人目の子どもの出産と、妻の母の持病(心臓病)もあり、妻は一人娘でもあります。妻の両親と同居することになつていてので妻の実家に転居した。平成20年、子どもの成長とともに手狭となつたため現住所に住宅を購入し、原告夫婦一家4人と妻の両親ともども転居した。

#### (国の主張)

当時原告の妻の両親(特に母)に対して具体的に行つた援助、世話、介護等の事項を明らかにした上で、一人娘であるからといって両親の側にいなければならない具体的な理由を明らかにされたい。

国こののような主張を読まれて原告の皆さんはどう思われますか?「家族の絆を真っ向から否定」し、「全くの思いつきによるいいがかり」としか言いようがありません!!



## 弁護団、被告・国が「騒音測定データ提出拒否」を厳しく追及!! 国は「裁判官の元データ提出意見」も拒絶



第四次厚木騒音訴訟弁護団  
弁護士 関守 麻紀子

これまでの間、弁護団は被告国に対して、国が行った騒音測定の結果を証拠として提出するように求めていますが、国は、はじめに対応しません。今日は、そのことについて、報告いたします。

1. 国は、準備書面(4)(平成21年2月23日付)で、国が自動騒音測定装置を設置している15か所の地点の騒音測定結果をもとに、「W値75を下回っている所も現に存在しているのであり、このような地域に居住している者が受容限度を超える騒音被害を受けているとは到底考えがたい」と述べて、一部の住民には被害がないという主張しましたが、そのような主張の根拠とする「騒音測定結果」(「測定データA」と言うことにします)は提出しませんでした。

国がこのような主張をするのであれば、その元となる資料、つまり、騒音測定結果(測定データA)を証拠として提出するのが、裁判の筋です。測定データAを見てみなければ、私たちは、被告の主張に誤りがないかどうかを検討することができないからです。

また、実際にも、騒音測定の結果は、客観的なデータですから、国がそれを証拠として提出するに何の支障もありません。

ところが、国は、一貫して、騒音測定結果(測定データA)を提出することを拒んでいました。国の一貫した態度は、「必要ない」。国は準備書面(4)での主張が信用できるかどうかは、「裁判所のご判断にお任せする」ので、被告として立証する気はない、というのです。

2. そうこうしているうちに、今度は、国が「昼間騒音控除後センター」を証拠として提出してきました。実際に測定した騒音のデータなどを元に、昼間(午前9時から午後5時まで)の間に発生した航空機騒音を「発生

なかったもの」として扱って計算し、センター図を作成しなおした、というのが国の一貫した態度です。そもそも「昼間騒音控除」という考え方自体が不合理であり、到底採用できないものであることは、すでにこれまでのニュースでもお伝えしているとおりですが、この点はとりあえずおいておいても、国が言うとおりの計算が正確になされているのかどうかを検証するためにには、計算の元となる資料、すなわち、国が「実際に測定した」という騒音のデータを示してもらわなければなりません(こちらは、「測定データB」ということにします)。そのため、私たちは、このデータ(測定データB)についても証拠として提出することを求めました。

しかし、このデータ(測定データB)についても国は、「必要ない」、国の一貫した態度が信用できるかどうかは、「裁判所のご判断に委ねます」と言って、データの提出を拒んでいます。

3. 7月4日の証人尋問の後、場所を移して、進行協議が行われました。私たちは、改めて、国に対して、測定データAと測定データBを示すよう求めましたが、国は、「必要ない」の一点張りでした。なぜデータを示さないのか、その理由すら説明しません。

情報開示制度で取り寄せればよい、という発言がありましたので、情報開示制度の手続きをとれば開示するのです?と確認したところ、「自分が担当ではないので、開示されるかどうかはわからない」と、子どものけんかのような回答です。しまいには、「原告が自分で測定したらいい」との発言まで飛び出した挙げ句、「議論の無駄」という発言を繰り返す始末でした。

当然のことながら、裁判官は、主張の裏付けとなる証拠を提出するのが本来のあり方、と言って、国に、測定データA、Bの提出を促しましたが、国は、応じる態度を見せませんでした(裁判官に対して「必要ありません」という時の態度は丁寧ですが)。

騒音測定のデータは、証拠として提出できない性質のものではありません。それなのに、訴訟のルールにさからってまで提出しない、というのではなく、あまりに住民を軽く見た態度です。このような国の一貫した態度を許さないために、裁判が、国の一貫した態度を切り捨てる判決を書いてもらいたいです。こんないい加減な訴訟のやり方は住民が許さないのだ、ということを、裁判所にも国にも理解させるよう、原告団、弁護団力を合わせてがんばっていきましょう。

